(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料器号 41 担当課 建築住宅課 接合名 許認可等 持可証の書換え交付の申請 接換交付の申請 第6条 許認可等 規則 規則 表示条 積立式宅地建物販売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可を添え、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。										
接受名 規則 根拠条項 第6条 の内容 計可証の書換え交付の申請 (書換交付の申請) (書換交付の申請) 第六条 積立式宅地建物販売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可記 を添え、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の書換交付					資料番号	41		担当課	建築住宅課	
第六条 積立式宅地建物販売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可証 を添え、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の書換交付	法令名		根拠条項	第6	条		許可	可証の書換え	え交付の申請	
第六条 積立式宅地建物販売業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可証 を添え、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の書換交付	(書	換交付の申請)								
を添え、遅滞なく、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に許可証の書換交付										